



10月27日～令和7年3月29日

いわて花巻空港のダイヤが改正されます

【問い合わせ】
本館観光課(☎41-3542)

いわて花巻空港の定期便ダイヤが10月27日(日)から変わります。札幌、名古屋、大阪、神戸、福岡、台北(台湾)への直行便だけでなく、沖縄や九州への乗り継ぎ便としても利用できます。

■航空券の予約購入・問い合わせ

①日本航空(JAL)…☎0570-025-071(年中無休、午前7時～午後8時)

②フジドリームエアラインズ(FDA)…☎0570-55-0489(年中無休、午前7時～午後8時)

③タイガーエア台湾…☎03-6455-0242(月～金曜日、午前10時～正午・午後1時～5時)

◎定期便ダイヤ(10月27日～令和7年3月29日)

※ダイヤは変更になる場合があります。詳細については、各航空会社のホームページをご確認ください

▷札幌(新千歳)線(JAL)				▷大阪(伊丹)線(JAL)				▷福岡線(JAL)			
花巻	札幌(新千歳)	花巻		花巻	大阪(伊丹)	花巻		花巻	福岡	花巻	
出発	到着	出発	到着	出発	到着	出発	到着	出発	到着	出発	到着
11:40	12:40	10:10	11:10	9:10	10:40	7:15	8:40	14:00	16:10	11:40	13:30
16:25	17:25	14:55	15:55	13:00	14:30	11:05	12:25				
				15:35	17:05	13:50	15:05	▷台北(桃園)線(タイガーエア台湾)			
				18:45	20:20	16:55	18:15	花巻	台北(桃園)	花巻	
▷名古屋(小牧)線(FDA)				▷神戸線(FDA)				出発	到着	出発	到着
花巻	名古屋(小牧)	花巻		花巻	神戸	花巻		17:50	21:10	12:15	16:35
出発	到着	出発	到着	出発	到着	出発	到着	●水・土曜日の毎週2往復運航			
9:20	10:45	7:35	8:45					▷上海(浦东)線(中国東方航空)			
17:00	18:25	12:25	13:35					※運休中。再開は未定			
*18:40	20:05	*16:55	18:05								

*12月2日～27日、令和7年1月6日～2月28日の期間は月・金・土・日のみ運航



東北高等学校駅伝競走大会開催に伴う

交通規制にご協力をお願いします

第60回東北高等学校駅伝競走大会、第35回東北高等学校女子駅伝競走大会開催に伴い、交通規制が行われます。ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

- 期日
11月7日(木)[雨天決行]
- 会場
日居城野陸上競技場 発着
- スタート時間
 - 女子 午前10時
 - 男子 午前10時40分
- 規制時間
午前9時50分～午後1時30分
- 規制場所
右図のとおり
- 問い合わせ
同大会実行委員会事務局(☎070-1143-4369)



赤線…規制時間中は関係車両以外の通行ができません。横断は可能です
青線…通行は可能ですが、できるだけ迂回にご協力をお願いします

アイコンの説明: 🛎お知らせ、📖学び、🌟催し、🏠保健、👥募集



花巻中央エリア社会実験

“花巻みち活 street to park challenge2024”

【問い合わせ】本館商工
労政課(☎41-3534)



市では、花巻中央広場や周辺道路などの公共空間を活用するアイデアを民間事業者から募り、実験します。今回は悪天候により開催を中止した2つの実験を日程変更して開催します。ご家族やお友達を誘って遊びに来ませんか。

市ホームページ

- 内容
- ・演奏やダンス、神楽などのステージイベント(MCはTikTokで話題のファンタジスタチャンネル)
 - ・市内ブランド肉と県内のお酒のマッチングが楽しめるバーベキュー
 - ・工芸品作成体験や郷土芸能の衣装試着体験
 - ・子ども向けの乗り物が楽しめる広場
 - ・屋台・キッチンカーの出店など
- 実施事業者 花巻青年会議所

- 第2回一箱古本市 at 上町
- 日時 10月27日(日)、午前10時～午後4時
- 会場 旧まちなかビジターセンター前
- 内容 古本を持ち寄り、交流や販売をします
- 実施事業者 桜町家守舎
- *車両交通規制はありません

- はなまきふるさとフェスタ!
- 日時 11月4日(月・振替)、午前10時～午後3時
- 会場 花巻中央広場周辺

車両交通規制

BBQ、ステージイベント、ヒルズエリア、旧まちなかビジターセンター、北日本銀行、キッチンカー、乗り物広場など、郷土芸能体験など

花巻中央広場、賢治の広場、マルカン、岩手銀行

車両通行止め箇所

■規制日時 11月4日(月・振替)、午前8時～午後5時

※迂回運行バスや運行ルートなど、詳しくは市ホームページまたはバス掲掲示をご確認ください



障がい者を理由とする

差別の解消に向けて

【問い合わせ・相談】▷新館障がい福祉課(☎41-3580)▷基幹相談支援センター(新館障がい福祉課内☎41-3582)

国では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

- 「障害者差別解消法」が定めること
- ①不当な差別的取り扱いの禁止
- 障がいのある人に、正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限または条件を付ける行為を禁止しています。
- 例えば…
- ・車いすを利用していることを理由に入店を断る
 - ・障がいがあるという理由だけでイベントなどへの参加を拒む

- ②合理的配慮の提供
- 障がいのある人の利用を想定し、物理的環境や意思疎通に対する配慮、ルールや慣習の柔軟な変

更などを求めています。合理的配慮の提供は本年4月に、事業者に対して義務化されました。何らかの配慮を求められた場合、負担になりすぎない範囲で対応ができないか考えましょう。

例えば…

- ・筆談、手話、点字などのコミュニケーションを使って説明する
- ・車いすを利用している人が段差を越えるときに手伝う

本市の取り組み

市では、障害者差別解消法に基づき「花巻市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」を定め、障がいのある人に対する職員の対応が適切であるよう職員研修などを実施しています。

※市職員から差別的な扱いを受けた場合は、本館人事課(☎41-3509)または新館障がい福祉課へご相談ください

